

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年一月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人刀圭会 本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目 十二番地の一
老人ホーム	社会福祉法人茂樹会 特別養護老人ホーム 喜びの里鷺宮	埼玉県久喜市鷺宮三千五十 五番地一